

公共施設の

新しいサービスのカタチ

「指定管理者制度」

指定管理者制度とは、市が指定した「指定管理者」が、市に代わって施設の使用許可などの管理運営を行う制度です。

先月配布の「ななおしの家計」でお知らせしたように、七尾市の財政は大変な状況です。そこで、七尾市では、市民サービスを見直し、限られたお金を上手に使うために、「七尾市行政改革大綱」と「行政改革プラン(案)」をつくりました。

行政改革大綱・
行政改革プラン(案)

行政改革大綱とは、七尾市が行う行政改革の考え方や目標をまとめたものです。「市民と共に歩む開かれた行政運営」、「市民ニーズに対応できる簡素で効率的な行政体制」、「健全な財政運営」の3つを基本方針としています。これを実現するための計画をまとめたものが「行政改革プラン(案)」です。

この3つの基本方針の「市民と共に歩む開かれた行政運営」とは、市と市民と一緒に「住みよいまちづくり」に取組んでいくことです。

そのために、必要な情報を公開したり、サービスに対する意見の募集や市民団体の支援などをします。

「市民ニーズに対応できる簡素で効率的な行政体制」とは、市民ニーズに的確にそして迅速に応えるため、「ムダ、ムラ、ムリ」のない市役所にすることです。

そのために、職員の能力の向上、

組織・制度の見直しやサービスの見直しなどをします。

「健全な財政運営」とは、国や県からの援助金や借金に頼らず、入ってくるお金でサービスを行うことができるようにすることです。

そのために、事業の計画の見直しや施設の統廃合などをします。

そこで、今月からシリーズで「行政改革プラン(案)」に計画してある改革の内容について説明していきます。

今回は、「指定管理者制度」です。

指定管理者制度について

七尾市にある体育施設や観光施設などの多くの施設は、市が直接管理するか、管理委託制度を使って公社(市の出資団体)などが運営してきました。

平成15年の法律(地方自治法)改正によって、「管理委託制度」にかわり、民間事業者を含む団体(個人を除く)が管理者になれる「指定管理者制度」ができました。

当市においても、「指定管理者制度」をすでに一部で導入していますが、平成18年4月1日から残りの施設についても導入することになっています。